

令和7年度

安城市予算書

(参考)

令和7年度安城市予算総括表

(単位：千円)

会 計 名	本 年 度	前 年 度	比 較
一 般 会 計	83,360,000	73,690,000	9,670,000
特 別 会 計	30,572,000	30,653,000	△81,000
国民健康保険事業	15,003,000	14,575,000	428,000
土地取得	1,000	1,000	0
有料駐車場事業	238,000	294,000	△56,000
安城桜井駅周辺特定土地区画 整理事業	0	582,000	△582,000
介護保険事業	11,957,000	11,976,000	△19,000
後期高齢者医療	3,373,000	3,225,000	148,000
企 業 会 計	11,715,000	11,099,000	616,000
水道事業	4,921,000	4,785,000	136,000
下水道事業	6,794,000	6,314,000	480,000
合 計	125,647,000	115,442,000	10,205,000

(参考)

歳入歳出予算構成表

一般会計

歳入

(単位：千円)

科 目	本 年 度	構成比(%)	前 年 度	構成比(%)	増 減
5 市 税	41,835,301	50.2	39,548,401	53.7	2,286,900
10 地 方 譲 与 税	548,000	0.6	586,000	0.8	△38,000
15 利 子 割 交 付 金	24,000	0.0	15,000	0.0	9,000
20 配 当 割 交 付 金	320,000	0.4	280,000	0.4	40,000
25 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	280,000	0.3	170,000	0.2	110,000
26 法 人 事 業 税 交 付 金	800,000	1.0	790,000	1.1	10,000
30 地 方 消 費 税 交 付 金	5,200,000	6.2	4,850,000	6.6	350,000
36 環 境 性 能 割 交 付 金	160,000	0.2	180,000	0.2	△20,000
40 地 方 特 例 交 付 金	267,000	0.3	1,177,000	1.6	△910,000
45 地 方 交 付 税	10,000	0.0	10,000	0.0	0
50 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	22,000	0.0	24,000	0.0	△2,000
55 分 担 金 及 び 負 担 金	222,694	0.3	235,640	0.3	△12,946
60 使 用 料 及 び 手 数 料	1,002,945	1.2	956,411	1.3	46,534
65 国 庫 支 出 金	12,890,077	15.5	9,090,157	12.3	3,799,920
70 県 支 出 金	5,676,417	6.8	5,049,449	6.9	626,968
75 財 産 収 入	218,478	0.3	800,597	1.1	△582,119
80 寄 附 金	250,000	0.3	190,000	0.3	60,000
85 繰 入 金	6,152,091	7.4	3,506,918	4.8	2,645,173
90 繰 越 金	1,500,000	1.8	1,500,000	2.0	0
95 諸 収 入	2,896,997	3.5	2,678,427	3.6	218,570
99 市 債	3,084,000	3.7	2,052,000	2.8	1,032,000
歳 入 合 計	83,360,000	100.0	73,690,000	100.0	9,670,000

歳 出

(単位：千円)

科 目	本 年 度	構 成 比 (%)	前 年 度	構 成 比 (%)	増 減
5 議 会 費	415,540	0.5	478,654	0.6	△63,114
10 総 務 費	7,851,220	9.4	7,493,900	10.2	357,320
15 民 生 費	33,088,205	39.7	29,551,895	40.1	3,536,310
20 衛 生 費	7,567,202	9.1	7,513,968	10.2	53,234
25 労 働 費	99,171	0.1	97,384	0.1	1,787
30 農 林 水 産 業 費	2,116,901	2.5	1,609,571	2.2	507,330
35 商 工 費	1,163,193	1.4	1,010,367	1.4	152,826
40 土 木 費	10,381,982	12.4	9,485,500	12.9	896,482
45 消 防 費	2,545,031	3.0	2,288,276	3.1	256,755
50 教 育 費	15,234,503	18.3	11,142,313	15.1	4,092,190
55 災 害 復 旧 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0
60 公 債 費	2,797,051	3.4	2,918,171	3.9	△121,120
65 諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0
70 予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0
歳 出 合 計	83,360,000	100.0	73,690,000	100.0	9,670,000

令和7年度

安城市一般会計予算

第38号議案

令和7年度安城市一般会計予算について

令和7年度安城市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,360,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 市税		41,835,301
	5 市民税	17,570,600
	10 固定資産税	19,648,000
	15 軽自動車税	519,101
	20 市たばこ税	1,322,000
	27 入湯税	8,000
	30 都市計画税	2,767,600
10 地方譲与税		548,000
	10 自動車重量譲与税	400,000
	20 地方揮発油譲与税	125,000
	30 森林環境譲与税	23,000
15 利子割交付金		24,000
	5 利子割交付金	24,000
20 配当割交付金		320,000
	5 配当割交付金	320,000
25 株式等譲渡所得割交付金		280,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	280,000
26 法人事業税交付金		800,000
	5 法人事業税交付金	800,000
30 地方消費税交付金		5,200,000
	5 地方消費税交付金	5,200,000
36 環境性能割交付金		160,000
	5 環境性能割交付金	160,000
40 地方特例交付金		267,000
	5 地方特例交付金	248,000
	15 新型コロナウイルス感染症対策地 方税減収補填特別交付金	19,000

(単位：千円)

款	項	金額
45 地方交付税		10,000
	5 地方交付税	10,000
50 交通安全対策特別交付金		22,000
	5 交通安全対策特別交付金	22,000
55 分担金及び負担金		222,694
	5 負担金	222,694
60 使用料及び手数料		1,002,945
	5 使用料	623,767
	10 手数料	379,178
65 国庫支出金		12,890,077
	5 国庫負担金	9,447,661
	10 国庫補助金	3,405,736
	15 委託金	36,680
70 県支出金		5,676,417
	5 県負担金	3,134,448
	10 県補助金	1,939,923
	15 委託金	594,146
	20 県交付金	7,900
75 財産収入		218,478
	5 財産運用収入	150,272
	10 財産売払収入	68,206
80 寄附金		250,000
	5 寄附金	250,000
85 繰入金		6,152,091
	5 特別会計繰入金	89,974
	10 基金繰入金	6,062,117
90 繰越金		1,500,000

(単位：千円)

款	項	金額
	5 繰越金	1,500,000
95 諸収入		2,896,997
	5 延滞金、加算金及び過料	18,000
	10 市預金利子	6,000
	15 貸付金元利収入	203,010
	25 雑入	2,669,987
99 市債		3,084,000
	5 市債	3,084,000
	歳 入 合 計	83,360,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
5 議会費		415,540
	5 議会費	415,540
10 総務費		7,851,220
	5 総務管理費	6,357,355
	10 徴税費	657,774
	15 戸籍住民基本台帳費	497,324
	20 選挙費	174,701
	25 統計調査費	113,122
	30 監査委員費	50,944
15 民生費		33,088,205
	5 社会福祉費	13,961,708
	10 児童福祉費	17,491,216
	15 生活保護費	1,633,781
	20 災害救助費	1,500
20 衛生費		7,567,202
	5 保健衛生費	3,296,425
	10 環境費	4,243,258
	15 水道事業費	27,519
25 労働費		99,171
	5 労働諸費	99,171
30 農林水産業費		2,116,901
	5 農業費	2,116,901
35 商工費		1,163,193
	5 商工費	1,163,193
40 土木費		10,381,982
	5 土木管理費	437,357
	10 道路橋りょう費	3,835,156

(単位：千円)

款	項	金額
	15 河川費	354,945
	20 都市計画費	3,903,839
	25 下水道事業費	1,299,004
	30 住宅費	551,681
45 消防費		2,545,031
	5 消防費	2,545,031
50 教育費		15,234,503
	5 教育総務費	1,880,189
	10 小学校費	2,229,659
	15 中学校費	3,009,966
	20 幼稚園費	325,500
	25 社会教育費	2,857,235
	30 保健体育費	4,931,954
55 災害復旧費		50,000
	5 公共施設災害復旧費	50,000
60 公債費		2,797,051
	5 公債費	2,797,051
65 諸支出金		1
	5 普通財産取得費	1
70 予備費		50,000
	5 予備費	50,000
歳 出 合 計		83,360,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
20 衛生費	10 環境費	ごみ焼却施設基幹的 設備改良事業	19,454,000 千円	令和7年度	0 千円
				令和8年度	256,000
				令和9年度	886,000
				令和10年度	8,177,000
				令和11年度	2,051,000
				令和12年度	8,084,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
副市長車借上事業	令和7年度～令和12年度	8,000 千円
広報あんじょう発行事業	令和7年度～令和8年度	84,000
広報あんじょう配布事業	令和7年度～令和10年度	265,000
会計年度任用職員等労務管理事業	令和7年度～令和8年度	4,800
テレビ電話通訳及び電話通訳事業	令和7年度～令和8年度	6,700
多文化共生推進活動事業	令和7年度～令和8年度	1,500
国内団体交流事業	令和7年度～令和8年度	500
市民協働推進事業	令和7年度～令和8年度	3,000
防犯カメラ整備事業（その3）	令和7年度～令和12年度	53,000
市民税賦課事業	令和7年度～令和8年度	500
障害者福祉計画策定事業	令和7年度～令和8年度	7,000
保育園等検診事業	令和7年度～令和8年度	2,000

事 項	期 間	限 度 額
ごみ指定袋等購入事業	令和7年度～令和8年度	千円 65,000
庁車購入事業	令和7年度～令和8年度	13,000
廃棄物再生処理事業	令和7年度～令和8年度	13,000
環境クリーンセンター管理運営事業	令和7年度～令和32年度	40,730,000千円に金利変動、物価変動、制度変更等に伴う増減額を加算又は減算した額
農業振興地域整備計画策定事業	令和7年度～令和8年度	4,600
ものづくり研究開発推進事業	令和7年度～令和8年度	20,000
塵芥車購入事業	令和7年度～令和8年度	13,000
生活道路新設改良事業	令和7年度～令和8年度	50,000
名鉄西尾線仮設踏切道整備事業	令和7年度～令和8年度	210,000
あんくるバス時刻表発行事業	令和7年度～令和8年度	500
新規公園用地取得事業	令和7年度～令和11年度	452,000
総合運動公園拡張用地取得事業	令和7年度～令和11年度	840,000
市営住宅合併浄化槽保守管理事業	令和7年度～令和8年度	1,200
井杭山住宅建設事業	令和7年度～令和8年度	29,600
国土強靱化地域計画策定等事業	令和7年度～令和8年度	3,000
小中学校施設見学用バス借上事業	令和7年度～令和8年度	12,000
自然教室推進事業	令和7年度～令和8年度	32,000
野外センター活用事業	令和7年度～令和8年度	6,500

事 項	期 間	限 度 額
小中学校合併浄化槽保守管理事業	令和7年度～令和8年度	千円 2,000
小中学校運搬用自動車借上事業	令和7年度～令和8年度	2,400
公民館エレベーター更新事業	令和7年度～令和8年度	87,000
市民公募文化事業	令和7年度～令和8年度	2,000
芸術鑑賞会事業	令和7年度～令和8年度	1,300
児童生徒・教職員各種検診事業	令和7年度～令和8年度	30,000

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
三河安城交流拠点推進事業	49,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
保育園等改修事業	200,000			
幹線道路長寿命化推進事業	36,000			
新明東栄線他道路整備事業	344,000			
姫小川藤井線・居林橋道路整備事業	31,000			
堀内桜井8号線他道路整備事業	43,000			
塔元大橋線道路整備事業	9,000			
南安城横山線道路整備事業	11,000			
駅前中央通り線道路整備事業	140,000			
北大坪天白線道路整備事業	31,000			
橋りょう新設改良事業	34,000			
安城駅周辺広場整備事業	135,000			
公園改修事業	91,000			
南明治第一土地区画整理事業	174,000			
小学校施設改修事業	194,000			
中学校施設改修事業	1,305,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公民館施設改修事業	千円 97,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 % (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該利率見 直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行 その他の場合にはその債 権者と協定するものによ る。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借 換えすることができる。
本證寺史跡公園整備事業	70,000			
屋外体育施設改修事業	90,000			

令和7年度

安城市国民健康保険事業特別会計予算

第39号議案

令和7年度安城市国民健康保険事業特別会計予算について

令和7年度安城市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,003,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星 元 人

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 国民健康保険税		3,604,235
	5 国民健康保険税	3,604,235
25 県支出金		9,984,635
	5 県補助金	9,984,635
35 財産収入		760
	5 財産運用収入	760
40 繰入金		1,167,616
	5 他会計繰入金	1,167,616
45 繰越金		200,000
	5 繰越金	200,000
50 諸収入		45,754
	5 延滞金	30,752
	10 預金利子	1
	15 雑入	15,001
歳 入 合 計		15,003,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
5 総務費		216,207
	5 総務管理費	187,359
	10 徴税費	28,447
	15 運営協議会費	401
10 保険給付費		9,783,855
	5 療養諸費	8,528,315
	10 高額療養費	1,164,656
	15 移送費	200
	20 出産育児諸費	80,034
	25 葬祭諸費	10,500
	30 傷病手当諸費	150
23 国民健康保険事業費納付金		4,794,043
	5 医療給付費分	3,247,205
	10 後期高齢者支援金等分	1,121,121
	15 介護納付金分	425,717
25 保健事業費		163,982
	3 特定健康診査等事業費	139,865
	5 保健事業費	24,117
30 基金積立金		760
	5 基金積立金	760
35 公債費		1
	5 公債費	1
40 諸支出金		24,152
	5 償還金及び還付加算金	24,152
45 予備費		20,000
	5 予備費	20,000
歳 出 合 計		15,003,000

令和7年度

安城市土地取得特別会計予算

第40号議案

令和7年度安城市土地取得特別会計予算について

令和7年度安城市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 財産収入		500
	5 財産運用収入	500
10 繰越金		500
	5 繰越金	500
歳 入 合 計		1,000

歳 出

款	項	金額
5 土地開発基金費		1,000
	5 土地開発基金費	1,000
歳 出 合 計		1,000

令和7年度

安城市有料駐車場事業特別会計予算

第41号議案

令和7年度安城市有料駐車場事業特別会計予算について

令和7年度安城市の有料駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 使用料及び手数料		232,000
	5 使用料	232,000
12 財産収入		1,547
	5 財産運用収入	1,547
20 繰越金		1,853
	5 繰越金	1,853
25 諸収入		2,600
	5 雑入	2,600
歳 入 合 計		238,000

歳 出

款	項	金 額
5 有料駐車場費		238,000
	5 駐車場費	238,000
歳 出 合 計		238,000

令和7年度

安城市介護保険事業特別会計予算

第42号議案

令和7年度安城市介護保険事業特別会計予算について

令和7年度安城市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,957,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星 元 人

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 保険料		2,710,001
	5 介護保険料	2,710,001
10 使用料及び手数料		50
	5 手数料	50
15 国庫支出金		2,179,042
	5 国庫負担金	2,020,500
	10 国庫補助金	158,542
20 支払基金交付金		3,033,966
	5 支払基金交付金	3,033,966
25 県支出金		1,573,467
	5 県負担金	1,519,887
	10 県補助金	53,580
30 財産収入		2,623
	5 財産運用収入	2,623
35 繰入金		2,457,847
	5 一般会計繰入金	2,063,322
	10 基金繰入金	394,525
40 繰越金		1
	5 繰越金	1
45 諸収入		3
	5 延滞金、加算金及び過料	1
	10 預金利子	1
	15 雑入	1
歳 入 合 計		11,957,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
5 総務費		385,394
	5 総務管理費	218,536
	10 徴収費	15,382
	15 介護認定審査会費	140,924
	20 趣旨普及費	1,511
	25 計画策定委員会費	9,041
10 保険給付費		10,893,500
	5 介護サービス等諸費	9,902,000
	10 介護予防サービス等諸費	472,000
	15 その他諸費	7,000
	20 高額介護サービス等費	295,000
	23 高額医療合算介護サービス等費	48,400
	25 特定入所者介護サービス等費	169,100
15 地域支援事業費		580,306
	5 介護予防・生活支援サービス事業費	400,424
	10 一般介護予防事業費	6,770
	15 包括的支援事業費・任意事業費	172,312
	20 その他諸費	800
25 基金積立金		2,623
	5 基金積立金	2,623
35 諸支出金		95,177
	5 償還金及び還付加算金	5,203
	10 繰出金	89,974
歳 出 合 計		11,957,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連帳票印刷封入封緘事業	令和7年度～令和8年度	千円 11,000
あんジョイプラン策定事業	令和7年度～令和8年度	5,000
認知症高齢者見守り事業	令和7年度～令和8年度	900

令和7年度

安城市後期高齢者医療特別会計予算

第43号議案

令和7年度安城市後期高齢者医療特別会計予算について

令和7年度安城市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,373,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 後期高齢者医療保険料		2,925,000
	5 後期高齢者医療保険料	2,925,000
10 繰入金		421,198
	5 一般会計繰入金	421,198
15 繰越金		21,000
	5 繰越金	21,000
20 諸収入		5,802
	5 延滞金、加算金及び過料	1
	10 償還金及び還付加算金	5,801
歳 入 合 計		3,373,000

歳 出

款	項	金額
5 総務費		21,351
	5 徴收費	21,351
10 後期高齢者医療広域連合納付金		3,345,848
	5 後期高齢者医療広域連合納付金	3,345,848
15 諸支出金		5,801
	5 償還金及び還付加算金	5,801
歳 出 合 計		3,373,000

令和7年度

安城市水道事業会計予算

第44号議案

令和7年度安城市水道事業会計予算について

(総則)

第1条 令和7年度安城市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	79,700 戸
(2) 年間総配水量	19,501,000 m ³
(3) 1日平均配水量	53,427 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設拡張工事費	377,776 千円
配水管布設等工事費	621,322 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	3,302,000 千円
第10項 営業収益	3,018,956 千円
第20項 営業外収益	283,042 千円
第30項 特別利益	2 千円

支 出

第2款 水道事業費用	3,222,000 千円
第10項 営業費用	3,152,591 千円
第20項 営業外費用	66,899 千円
第30項 特別損失	2,410 千円
第99項 予備費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,225,000千円は、過年度分損益勘定留保資金1,108,177千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額116,823千円で補填するものとする。)

収 入

第3款 資本的収入	474,000 千円
第10項 企 業 債	250,000 千円
第20項 一般会計出資金	21,410 千円
第30項 他会計負担金	58,000 千円
第40項 工事負担金	144,580 千円
第60項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第4款 資本的支出	1,699,000 千円
第10項 建設改良費	1,642,641 千円
第50項 企業債償還金	56,359 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等窓口業務包括委託事業	令和7年度～令和12年度	千円 640,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
地震防災施設 緊急整備事業	千円 250,000	普通貸借 又は 証券発行	% 4.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり

と定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

291,108 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、55,000千円と定める。

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

令和7年度

安城市下水道事業会計予算

第45号議案

令和7年度安城市下水道事業会計予算について

(総則)

第1条 令和7年度安城市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 人 口	150,000 人
(2) 年 間 総 処 理 水 量	16,958,000 m ³
(3) 1 日 平 均 処 理 水 量	46,500 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備工事費	1,510,177 千円
ポンプ場整備工事費	174,700 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	3,492,000 千円
第10項 営 業 収 益	1,999,502 千円
第20項 営 業 外 収 益	1,432,495 千円
第30項 特 別 利 益	60,003 千円

支 出

第2款 下水道事業費用	3,354,000 千円
第10項 営 業 費 用	3,154,542 千円
第20項 営 業 外 費 用	197,358 千円
第30項 特 別 損 失	2,000 千円
第99項 予 備 費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,386,000千円は、当年度分損益勘定留保資金1,309,441千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額76,559千円で補填するものとする。)

収 入

第3款 資本的収入	2,054,000 千円
第10項 企 業 債	1,041,500 千円
第20項 一般会計出資金	389,898 千円
第30項 工事負担金	420 千円
第40項 受益者負担金	78,272 千円
第50項 国県支出金	543,910 千円

支 出

第4款 資本的支出	3,440,000 千円
第10項 建設改良費	2,321,409 千円
第50項 企業債償還金	1,118,591 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
安城市水洗便所改造資金貸付引受金融機関に対する利子補給	融資年度から償還終了の年度まで	安城市水洗便所改造資金を融資した取扱金融機関に対する当該融資に係る利子相当額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 932,100	普通貸借 又は 証券発行	%	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	109,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 203,071 千円

令和7年2月28日提出

安城市長 三星元人

